保険契約の包括移転と 保険契約の移転単位規制について

東京大学大学院法学政治学研究科 後藤 元 2011年9月26日

I. 保険契約の移転単位規制の趣旨 とこれまでの議論

- 安居孝啓『最新保険業法の解説【改訂版】』(大成出版社、2010年)
 - 保険契約集団の維持と保険契約者間の公平の確保
 - 個別の合意による一部の保険契約のみの移転の可否は不明確
- 金融審議会金融分科会第二部会・保険の基本問題に関するWG (平成19年10月24日)
 - 保険集団の分割による危険集積の低下と大数の法則を考慮した責任準備金額の算定
 - 保険契約の損害率・リスクの程度による切り分けへの懸念
 - 保険契約者の意思に反した保険契約の移転を認めることの是非
 - 異議申立手続の実効性
 - 移転会社の健全性・財産状態に関する金融庁の監督の在り方

- Ⅱ.保険契約の移転単位規制の位置づけの変遷1.明治45年の包括移転制度導入時
- 松本烝治「保険業法令ノ改正二付テ」『私法 論文集第一巻』(厳松堂書店、1916年)
 - 保険契約の移転単位規制の趣旨の説明なし
 - 保険会社の解散時による保険契約の終了を回避 するために契約を包括に移転する便法が必要
 - 契約者の個別承諾による契約移転は可能だが 手続が面倒であり、不承諾者がいる場合に問題 が生じる
- 民法上の原則の例外を利用できる場面を限 定するための移転単位規制?

II. 保険契約の移転単位規制の位置づけの変遷 2. ドイツ法

- 1901年私保険事業者法
 - 保険契約の種類(Zweig)ごとの移転単位規制(14条第1 文)
 - 草案・注釈書に移転単位規制の趣旨の説明なし
 - 包括移転の場合でも個々の保険契約者の同意必要との 解釈が当時は主流
- 1975年保険監督法改正: EC損害保険第一指令の国内法化
 - 移転単位規制廃止
 - 大きな議論なし、損害保険第一指令21条の表現との平仄
 - − 移転対象契約は客観的保険技術・保険契約上の基準により識別、恣意的構成は不可

- II. 保険契約の移転単位規制の位置づけの変遷 3. 昭和14年改正時の議論とその後
- · 三浦義道『改正保険業法解説』(厳松堂書店、 1940年)
 - 保険契約集団の分割による残存契約団体の危険増加の防止
 - 保険会社による営業譲渡の禁止(昭和14年改正)は 包括移転制度の趣旨から当然
- 保険業法研究会編『最新保険業法の解説』(大成出版社、1986年)
 - 同種の保険契約の一部分だけが移転されると保険 契約者間に不衡平を生ずる
 - 保険契約の付合契約性、多数性からも望ましくない

- Ⅱ.保険契約の移転単位規制の位置づけの変遷4. 小括
- ・ 保険契約者の同意によらない契約移転手続の 利用範囲
 - 例外的手続の必要性の度合い
 - 保険会社解散時の保険契約消滅の回避、保険会社の事業 再編
 - 民法上の原則からの乖離の度合い(移転される保険 契約者の関与の度合い)
- 保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性の確保
 - 移転単位規制に元来期待されていた機能ではなく、 他の対処方法の可能性
 - 問題点の具体化の必要性

Ⅲ. 諸外国の制度の概観1. ドイツ①

- 保険監督法14条
- ・ 移転単位規制なし
- ただし移転対象契約は客観的保険技術・保険契約上の 基準により識別できる必要、恣意的構成は不可
- ・ 監督当局(連邦金融サービス監督庁もしくは州 当局)の認可(同条1項第1文)
- 保険契約者の同意なしに移転(同条5項)、異議 申立手続なし
 - 個別の同意による契約移転には14条は適用されな い

Ⅲ.諸外国の制度の概観1.ドイツ②

- 監督当局の認可の要件
 - 一 ①被保険者の利益が保護されていること(14条1項第2文)
 - Ex.移転される契約に対応する保険技術上の引当金とそれをカバーする投資がともに移転されていること
 - ②保険から生じる義務が永続的に履行可能であること(同条1項第2文)
 - Ex.移転先会社による契約移転後のソルベンシー・マージン相当額の自己資本保有(Cf.ドイツ以外のEU域内の移転について、同条2項)
 - 3相互会社の社員権を失う場合は、その代償が定められていること(同条3項)
 - ④剰余金配当を受ける権利のある保険関係が対象となっている場合には、移転会社の被保険者および移転先会社の被保険者の剰余金配当を受ける権利の価値が保険契約ポートフォリオの移転の前後で減少しないこと(同条4項第1文)
 - 剰余金配当を受ける権利の価値の減少の有無は、移転される保険関係が移転会社のもとで継続したと仮定した場合の移転会社の資産の部および負債・資本の部と、移転対象の保険関係が移転先会社に移転されたと仮定した場合の移転先会社の資産の部および負債・資本の部とを、それらが剰余金配当に影響を与える限り、それぞれに付されるべき時価において比較することで判断する(同条4項第2文)
 - 剰余金配当を受ける権利の価値は将来の期待利益に依存するため、移転先会社は、基本的に少なくとも従来の移転会社と同水準の利益を見込んでいる必要があり、これは通常重要な剰余金の源泉も移転される場合にのみ可能となる(政府草案理由書)

Ⅲ. 諸外国の制度の概観2. イギリス①

- 金融サービス市場法第7編とFSAハンドブック
- 移転単位規制なし
- 裁判所による事業譲渡計画の承認(同法104条、111条1項)
- 裁判所の承認の要件
 - ①譲受会社が事業譲渡後に必要なソルベンシー・マージンを有していること を証する譲受会社の監督当局の証明書の取得(同法111条2項(a)、付表12 第2条)
 - ②裁判所がすべての状況を考慮して適切であると判断したこと(同法111条3 項)
- 独立専門家の作成した事業譲渡計画報告書の提出(同法109条1項2項)
- 承認申請時に、譲渡会社および譲受会社のすべての保険契約者に事業 譲渡計画の内容と事業譲渡計画報告書の要旨を記載した通知
- FSA・事業譲渡計画の実施により不利益を受けると主張する者に対する 裁判所の審問(同法110条)
- 事業譲渡計画の承認後、保険契約者は一定期間中の解約が可能(同法 114条4項)

Ⅲ. 諸外国の制度の概観2. イギリス②

事業譲渡計画報告書の内容

- 以下の点についての、譲渡会社から譲受会社に移転される保険契約者、譲受会社に移転されない譲渡会 社の保険契約者、譲受会社の元々の保険契約者のそれぞれに与える影響に関する独立専門家の意見
 - ①事業譲渡が行われた場合と行われなかった場合の影響の比較
 - ②独立専門家が代替案を検討した場合にはその内容
 - ③保険契約者がその種類によって異なる影響を受ける場合にはその違い
 - ④事業譲渡計画が保険契約者の契約上の権利の保全に与える影響(たとえば、保険会社が支払不能になる確率とその場合に生じ得る影響)
 - ⑤保険契約者の契約上の権利の保全、保険契約者に対するサービスの水準、生命保険事業における保険契約者の 合理的な期待(policyholders' reasonable expectations)に影響を与えることとなるような、事業譲渡計画の資産運用、新 規事業戦略、管理の在り方、経費水準、企業価値評価の基礎に対する影響
 - ⑥保険契約者の契約上の権利の保全や生命保険事業における保険契約者の合理的な期待に影響を与えることとなるような、事業譲渡計画の経費や税金への影響
- 生命保険事業の譲渡の場合には、さらに下記の事項についての独立専門家の意見
 - ・ ①保険契約者の保険会社の利益への参加権の性質と価値への事業譲渡計画の影響
 - ②この権利が事業譲渡計画によって希釈化される場合には、集団としての保険契約者に提供される補償(資金の注入、株式の割当、現金の支払等)により希釈化が埋め合わせられる度合いと、その点についての保険契約者の種類・世代による区別の程度と方法が衡平なものであるか否か
 - ③配当や解約返戻金等の無保証利益の額および裁量性の保険料の額の決定方法に対して事業譲渡計画が及ぼし得る影響
 - ④譲渡会社もしくは譲受会社の保険契約者にとって不利となるような③の事項についての決定方法の事後的変動に対する事業譲渡計画上の予防措置
 - ⑤事業者である生命保険契約者の合理的な期待に対して事業譲渡計画が及ぼし得る影響についての独立専門家の全体的な評価
 - ⑥譲渡会社および譲受会社のそれぞれについて事業譲渡計画がすべての種類・世代の保険契約者を衡平に扱っていると独立専門家が考えているか否か
 - ⑦譲渡会社および譲受会社のそれぞれについて事業譲渡計画の計画通りの実施を確保するための十分な予防措置 (財務管理の原則やアクチュアリーによる証明書)が事業譲渡計画上講じられているか否か

Ⅲ.諸外国の制度の概観3.アメリカ①

- NAIC総括引受再保険モデル法
- 移転単位規制なし
- 保険監督長官の事前の承認(同法4条B(1))
- 保険契約者による契約の移転の拒絶(同法5条A項、6条)
- 移転先会社への保険料の支払、移転通知からの所定期間経過による承諾擬制(同法5条B項C項)
- 以上の手続によらずに保険契約を移転できる場合
 - 保険会社について裁判所の命令による清算手続もしくは再建 手続が開始されている場合(同法2条B(4))
 - 保険会社が危機的な財務状況にあると保険監督長官が認めるか、保険会社の再建・保全を目的とした行政手続が開始されている場合で、保険契約の移転が保険契約者にとって最善であると保険監督長官が判断した場合(同法7条)

Ⅲ.諸外国の制度の概観3.アメリカ②

- 保険監督長官の承認の際の考慮要素(同法4条B(4))
 - ①移転会社と移転先会社の財務状況と契約移転の両者 の財務状況への影響
 - ②移転先会社の経営陣の能力・経験・品位
 - ③移転先会社に移転される契約の管理についての計画
 - ④契約の移転が移転会社の保険契約者および移転先会 社の保険契約者にとって公正かつ合理的なもの(fair and reasonable)であるか
 - ⑤保険者による移転の通知が公正かつ適切であり、ミスリーディングでないか
 - ⑥その他の当該状況の下で保険監督長官が適切である と考える要素

Ⅲ.諸外国の制度の概観3.アメリカ③

- 移転対象契約者に対する移転通知の記載事項等(同法4条A項)
 - ①契約の移転と更改が行われる日付
 - ②移転会社と移転先会社の名称・住所・電話番号
 - ③保険契約者は契約の移転と更改に同意または拒絶する権利を持つ旨
 - 4上記の承諾または拒絶のための手続と期限
 - ⑤上記の承諾または拒絶が保険契約者の権利に与える影響の要旨
 - ⑥移転先会社が保険契約者の居住する州において移転される契約と同種の保険契約についての免許を有している旨
 - ⑦移転会社の担当者の氏名と住所
 - 8保険契約者が移転先会社の財務状況に関する追加的情報を請求できる保険監督当局の 住所と電話番号
 - 9移転会社および移転先会社についての財務情報等
 - 2社以上の全国的に認知されている格付機関からの直近5年間の格付と格付の意味の説明
 - 直近3年分の年末時点での貸借対照表と直近の四半期報告書の時点での貸借対照表
 - 前年の年次報告書の補足資料とされた経営者による財政状態および経営成績の検討と分析 (MD&A)
 - 契約を移転する理由
 - ⑩拒絶用の返信葉書(住所記載済みで郵便料金支払済みのもの)の同封

Ⅲ.諸外国の制度の概観4. 小括

- いずれの国においても、移転単位規制はない
- 利用場面の限定(Ex.保険会社の破綻時)もない
- どの主体のどのような利益を問題とするのかということを具体的に意識し得るような規制
 - 主体として、移転会社から移転先会社へと移転させられる保険契約者、移転会社に残される保険契約者、移転先 会社の元々の保険契約者
 - 利益として、保険金の支払可能性、保険契約者に対する サービス、配当への期待等
 - 規制の手法は様々
- ・ 日本の異議申立手続は特殊(スウェーデン法由来)

- 1. 移転先会社に移転させられる保険契約者の保護①
- 個々の保険契約者の意思を反映する仕組みの必要性
 - アメリカ>イギリス>ドイツ
 - どの利益についての保険契約者の意思を尊重するか(異議申立ての効果と関連)
 - 他方で、一部の契約者の反対により、反対していない契約者についてまで保険契約の移転を制限する必要があるか
- ・ (特に保険契約者が消費者である場合)問題状況の複雑さを考慮すると、保険契約者の意思のみに委ねるのではなく、内閣総理大臣の認可による保護の充実が必要

- 1. 移転先会社に移転させられる保険契約者の保護②
- 異議申立ての効果の選択肢
 - 異議申立時の保険金相当額の弁済・担保提供は過剰
 - 解約権付与(Cf.イギリス)
 - 保険契約継続を望む保険契約者の保護にはならない
 - 異議申立者に対する移転会社と移転先会社の連帯責任
 - ・ 異議申立てのインセンティブが過剰になるおそれ
 - 異議申立者の契約は移転会社の元に残存(Cf.アメリカ)
 - 事業運営の効率化等のニーズが実現できないおそれ
 - 異議申立者の契約も移転先会社に移転するが、支払責任だけ が移転会社の元に残存
 - ・ 制度として複雑
 - SM比率が一定以上下落する場合等にのみ連帯責任
 - 保険契約者の意思の完全な反映にはならない
 - 当局が一定の基準を定めるのであれば、認可による対応向き

- 1. 移転先会社に移転させられる保険契約者の保護③
- 保険契約者に対するサービスの水準
 - イギリス・アメリカ:裁判所・当局の承認の中で考慮
- ・ 配当の水準
 - ドイツ: 当局の認可の要件として厳格に保護
 - イギリス:裁判所の承認の考慮要素
 - 社員配当準備金・社員配当平衡積立金・契約者配当 準備金への組入額以外は、制度上は保険会社側の 任意である一方で、契約者側の事実上の期待のうち には合理的な期待といえる部分もあるか
 - 契約移転時に存在した剰余金への期待と、契約移転 後に獲得された利益への期待の違い

- 1. 移転先会社に移転させられる保険契約者の保護④
- 移転させられる保険契約者への情報提供
 - 提供される情報の内容の充実(Cf.イギリス、アメ リカ)
 - 情報提供の手段の整備
 - 現在は電子公告か日刊新聞紙への掲載(業法137条1項、9条、23条2項)
 - ・保険契約者への個別の通知(Cf.イギリス、アメリカ)
 - 清算・再建時については簡易な手続の必要性(Cf.アメリカ)

- 2. 移転会社に残される保険契約者の保護
- ・ 現在も認可要件の一つ(業法139条2項3号)
- 保険契約集団の維持と責任準備金の分割
 - 各国ではあまり問題とされていない
 - 単純にみなし計算によって分割した上で、不足分をカバーするに足る資産の存在を認可でチェックすることで十分か
- リスクの高い契約だけの分離の制限(Cf.ドイツ)
- ・ 異議申立手続は不要ではないか
 - 元来の趣旨は契約移転の同意に代わるもの
 - − イギリス・アメリカでも残される保険契約者の意思は問題とされていない

- 3. 移転先会社の元々の保険契約者の保護
- ・包括移転契約条件の適切性や移転先会社 の健全性への影響を認可の中でチェックする べきかどうか